令和7年度川崎市子ども・子育て会議 第2回教育・保育推進部会 摘録

■ 開催日時

令和7年8月29日(金)午後6時00分~午後7時45分

■ 開催場所

来庁(本庁15階こども未来局会議室)及びオンライン会議

■ 出席者

(1)委員

公益社団法人川崎市幼稚園協会 会長	石渡 宏之氏
社会福祉法人川崎市社会福祉協議会 施設部会保育協議会	奥村 尚三氏
会長	
日本こども育成協議会 川崎認定保育園部会長	鹿島 しげみ氏
宮前おひさまこども園 副園長	亀ヶ谷 元譲氏
東京家政大学/東京家政大学短期大学部児童学科保育科	佐藤 康富氏
教授	
公益社団法人川崎市医師会 副会長	関口 博仁氏
公募委員	野崎 展史氏
洗足こども短期大学幼児教育保育科 教授	柳井 郁子氏

(2) 行政所管課 • 事務局

こども未来局保育・幼児教育部保育対策課長	坂口 真弓
こども未来局保育・幼児教育部保育第1課担当課長	奈良田 剛志
こども未来局保育・幼児教育部保育第2課長	大場 高敬
こども未来局保育・幼児教育部幼児教育担当課長	石原 貴之
こども未来局保育・子育て推進部担当課長	荒井 敬之
〔運営管理・子育て支援〕	
こども未来局保育・子育て推進部担当課長	杉山 僚子
〔運営支援・人材育成〕	
こども未来局総務部企画課長	佐藤 園子
こども未来局総務部企画課担当係長	髙瀬 博章
こども未来局総務部企画課職員	山本 達也

■ 配布資料

資料 1-1:教育・保育施設及び地域型保育事業の利用定員の設定状況について 資料 1-1-1~1-6:(集計)教育・保育施設及び地域型保育事業の利用定員の

設定状況について

資料2:保育所から認定こども園への移行について

参考1:川崎市子ども・子育て会議教育・保育推進部会委員名簿

参考2:川崎市子ども・子育て会議教育・保育推進部会行政出席者名簿

参考3:川崎市子ども・子育て会議条例

■ 傍聴者

なし

1 開会

2 議事

※摘録につき「である」調で記載、敬称等省略している。以下、ポイントを抜粋して記載。

議事(1)教育・保育施設及び地域型保育事業の利用定員の設定状況について

○資料1をもとに事務局から説明。

<質疑等>

【鹿島委員】

5ページの利用定員(差し引き)の説明がなかったが、資料の数字は、説明のあった新規、事業形態の変更、事業廃止、全部を含めた差引き人数としての理解でよいか。

【事務局】

4ページ以降の資料1-1-2については、資料1-1-1を施設種別ごと、区ごとの新規開設・類型変更、定員変更及び事業廃止による利用定員等の増減に分けたものとなっている。そのため、これらの合算したものが資料1-1-1、3ページのところに入っている。

【鹿島委員】

資料1-1-1というのは、認可保育所、幼稚園、認定こども園を全て合わせた数字という理解でよいか。

【事務局】

そのとおり。

【鹿島委員】

つまり、最初に質問した新規、廃業、事業形態変更、全部含めた差引きの定員の差と考えてよいか。

【事務局】

そのとおりである。 3ページが全てのものの差になっており、施設種別ごとに分解したものが資料1-1-2となる。

【鹿島委員】

全て合わせると1,165名、定員が増えたということでよいか。

【事務局】

定員が増えたというより、資料1-2の欄外の米印で記載しているが、既存施設からの定員の変更や、移行というものもあり、受入れ枠の定員そのものが純増するわけではない。

【鹿島委員】

資料1-1-1の表の利用定員は何を示しているのか。

【事務局】

教育・保育施設の利用定員の増減を示しており、教育・保育施設は1号、2号、3号の利用定員を設定している施設となっている。

例えば、認可外保育施設などは教育・保育施設には該当しないという状況である。

【鹿島委員】

認可外保育施設は入ってこないということか。

【事務局】

認可外保育施設が認可化した場合は、こちらの表に入ってくる。

【鹿島委員】

理解した。

【佐藤部会長】

資料1-1-1が全体を示しており、細かく分けると、その後の施設によって多少違ってくるというものがあるので、数として一致するかどうかというのはまた別な問題である。表の数だけ見ると、それが一致できないということがあるということだと思う。

【鹿島委員】

一致しない理由はなぜか。

【事務局】

利用定員として含まれるのが、2ページの「2 施設種別」に挙げている教育・保育施設、地域型保育事業であり、例えば、幼稚園の施設型給付から認定こども園に移行した場合は新たに利用定員を設定しているが、実際にはこれまでの定員を移行する場合もある。しかし、私学助成の幼稚園から移行した場合は純増となる。また、資料には認可外保育施設は入っていないため、認可外保育施設から保育所等に移行した場合は純増となる。

【佐藤部会長】

鹿島委員の質問は、最初の表では1,165名増員になっているが、実際の定員はどうなのかということか。

【鹿島委員】

細かくは、数字まで合計していないが、それぞれに認可保育所、幼稚園、認定こども 園の最初の定員数があり、次に差し引きとあるため、この差し引き数はどこから出てきた 数字なのかという確認である。その後、いろいろ表があり、数字が示されているが、どこ から、どこを引いた数がこの差し引き数なのかということを確認したい。

定員が減っているところも多くあり、廃業するところもあったりする中で、最終的には1,165名増と資料1-1-1の表に出ている。単純に定員が1,165名増えたという理解でよいか。

【事務局】

定員が単純に増えたものではなく、資料1-2の米印のところで、認定こども園へ移行する施設等が含まれている。例えば、私学助成の幼稚園だったものが認定こども園になったり、施設型給付の幼稚園に移行したりした場合、教育・保育施設としては数が増えるように見えてしまう。しかし、川崎市の受入枠としての1号、2号、3号の定員がそのまま純増するということではない。施設類型の変更によるものが含まれている。

【鹿島委員】

1,165名というのはどのようなことを示す数字なのか。

【事務局】

この1,165名は、教育・保育施設、地域型保育事業として新たに増える1号、2号、3号の定員増の数となっている。

【鹿島委員】

単純に1号、2号、3号の数が増えたということか。

【事務局】

そのとおり。子ども・子育て支援法上の教育・保育施設及び地域型保育事業の利用定員の増。

【鹿島委員】

川崎市の認可保育所、幼稚園、認定こども園の定員数が1,165名、純粋に増えたということではないということか。

【事務局】

そのとおり。

川崎市のお子さんが通われる施設の定員が増えたのではなく、国が定めている1号、 2号、3号の定員が増えたというものになっている。

【鹿島委員】

実際にどのぐらい増減したのか読み取れなかったため確認した。 全体としては、受入れ枠が大きく増えているわけではないということでよいか。

【事務局】

受入れ枠というもの自体は増えていない状況である。

【佐藤部会長】

受入れ枠の数ということも大事なことだと思うが、経年の変化として、データがあるの か分からないが、どのように予測しているか。

区によっても状況が違うと思うが、施設種別の変更や、私学助成の幼稚園が移行する ということが、特にこの一、二年は動きが急展開しているように資料を見ても感じる。

区によって違うと思うが、子どもたちの定員が満たなくなってきているということも背景にあり、そのような意味での経年変化というか、今後の見込みということがあると思う。このような急展開の中で、今後の見込みをすぐには立てられないと思うが、去年、いろいろな経営のこともあったと思うが、それとクロスして今後の予測を立てるというわけにはいかないと思うが、このような数だけではなくて、施設の種別が変わるなど、そのようなこととクロスして、どのように保育施設の実態が変化していくのかということも、1つのデータとして見通しを立てられるかもしれない。

また、このデータとは別に、経年変化と合わせたデータをつくっていくと、今後の見込みがすぐ当たるかどうかは別として、非常に急展開していくため、どのような対応をしていくかということも必要であり、このデータだけではなく、これを活用しながら、どのようなようなデータをつくっていくのかということが1つ。

もう一つは、区によって非常に利用定員の増減も異なり、どのような変化を遂げていくのかという予測が必要である。難しいとは思うが、いろいろな商業施設ができたり、駅ができたりとか、便利さによっても違うと思うが、地域の実態とクロスして、地域ごとにどのように見通しを持っており、計画されているかということについて、確認したい。

【事務局】

1点目の今後の就学前児童数の状況の変化に応じた受入枠の確保については、昨年度 末に「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第6章を改定したところである。現在、就 学前児童数は減少しているものの、保育ニーズは上昇している。

本市の女性の就業率は国に近い傾向となっており、女性の就業率と保育所等の利用申請率の上昇には一定の相関関係があることを確認したうえで量を見込んでいるが、国は、今後も女性の就業率が上昇すると推計していることから、本プランの計画期間のニーズ割合についても引き続き上昇するものと見込んでいる。このような見込みを踏まえて、保育所等の申請者数は急激には落ちないと考えているが、令和7年4月の保育所等の利用申請

者は統計開始以来初の減少となった。利用申請率は上がったが、利用申請者数は減少した。

そのような状況も含め、今後の保育施設の状況については、次々と建てていくということではなく既存施設の有効活用ということを前提に考えていきたい。そのため、本市としても、大規模修繕や増改築、耐震化といった、既に運営している保育所等をいかに活かしていくかに方向転換をしている。

また、今回の定員変更でも顕著なとおり、私学助成の幼稚園から施設型給付への移行、 認定こども園化ということも進めている状況である。そのような今後の見通しを立てなが ら、計画に基づいた保育・幼児教育施策を進めていかなければいけないと思っている。

続いて、地域ごとで考えると、多摩区は他区に比べて就学前児童数の減少が急激ではない状況がある。多摩区においては、これまで本市がやってきた待機児童対策をしっかりと継続していく必要があると思っており、令和8年4月開設の保育所整備も実施していく。また、宮前区においては、アスク宮前平えきまえ保育園の急な閉所ということもあり、保育所を整備する予定である。

以上のように、地域での差はますます顕著になっていくと見込まれるため、そのあたりも常に分析を続けながら、必要な地域には必要な整備をしていかなければいけないと考えている。

【佐藤部会長】

説明の中で、公立の保育園の定員も変えていくということがあったと思うが、地域によって、あるいは、子どもの数によって減らしていく必要はあると思う一方、質ということを担保していくときに、どのように種別が変わっていくかによって、どのような検証をやっていくのかということとも関わると思う。公立園の人数が少なくなり、規模を縮小していくのはいいと思うが、川崎市としては、拠点園としての整備ということもあったと思う。研修ということと、子育て支援の拠点ということ。別な言い方をすれば、今、国が進めている幼児教育センター構想というようなことと連動していくと思うが、今後、公立園の人数を単に減らしていくのか、拠点園として全体の質を上げるためのどういう施策に結びつけていくのかということも考えていかなければいけないと思っており、今後の検討状況ついて伺いたい。

【事務局】

公立園は拠点として、セーフティーネット的な役割があり、保育の質を維持するという 点でも重要な役割であると思っている。

保育の質を向上させるという意味では、各区に保育・子育て総合支援センターの整備を 進めており、昨年度は多摩区に整備した。

現在は、川崎区、中原区、宮前区、多摩区の4か所に保育・子育て総合支援センターが整備されており、令和9年度の開設に向けて高津区、令和12年度に幸区、令和13年度以降に麻生区に整備する方向がある程度決まったところである。保育・子育て総合支援センターを整備することで、保育の質をさらに強化していきたいと考えている。

また、公立の拠点として、ある程度のエリアをカバーするような形で公立保育所は残し

ていく必要があると思っているが、公立でもエリアによって大幅に定員が割れているところもあるため、そのような入所状況も踏まえて、定員については適正化を図っていく必要があると考え、今回、全体を見て、見直しを図ったところである。

特に0歳児については、育休が浸透してきているというところで、民間も公立も大きく 定員が割れている状況が見受けられる。公立の定員設定が多いことで、民間に影響が出て くる可能性もあるため、地域的な保育ニーズのバランスを見ながら、公立も定員を見直し ていく必要があると考えて、見直しをかけたところである。

【佐藤部会長】

数とともに質ということもあり、今後、こども家庭庁がこども誰でも通園制度ということをやっていくと、0歳児は減っているかもしれないけれども、そこにどのような手当てをしていくのかということもあるため、クロスして政策を考える必要がある。

【石渡委員】

保育所として、0歳児の受入人数が定員割れしてきているとのことだが、経営的な面でいくと問題はあるかと思うが、行政として、0歳のときに家庭で保育をされる方が増えてきているということに対してはどのような受け止めをされているか伺いたい。

【事務局】

制度的な話となるが、国が育児休業給付金の支給を最大2歳まで延ばしているということもあり、多くの保護者はそれまでは家庭で育てたい、少なくとも0歳児の間は家庭で育てたいというニーズがある。それは社会の流れとして、行政が介入できるものではないと思っている。それであれば、家庭で育てている皆さんのためにどのような支援をしていけるかということが市としての責務ではないかと思っている。

【石渡委員】

何となくマイナスなイメージか。

【事務局】

家庭でできるだけ育児をしたいという方が増えてきていると思うが、保育園に通っていればいろいろなつながりができ育児に関して何かしらの相談ができるのかと思う。家庭で保育をしていただくことは保護者の意向を尊重する意味からも非常に重要かと思うと同時に、どこかとつながって、何かしら育児について気軽に相談してもらえる環境づくりが重要だと思う。

そのような意味では、こども誰でも通園制度というものが出てきているため、事業をできるだけ拡充して、保護者目線での一時預かり的なところではなく、気軽にお子さんを預けて、保護者以外の方と接することで、お子さんの発達に良い影響があると思う。そのような制度を知っていただき、多くの方に利用していただきたいと思う。

また、市内に54か所、地域子育て支援センターという、未就学のお子さんや保護者の方 が気軽に来て遊んで、保護者同士で交流したりとか、いろいろな講座やイベントとかをや っていたりするので、そのようなところに来ていただいて、少し気になるお子さんがいたらそこでキャッチをして、必要な支援につなげていくというところをしっかりとやっていきたいと思っている。

【石渡委員】

こども家庭庁では、こども誰でも通園制度のことを「預かり」という言葉は禁句であり、使わないようにと言われているそうであるが、実際には子どもと親が離れていっているかと思う。

ただ、0歳の子たちの親がどのように関わるかという手だての部分では、本当はもっと親子で専門家と関わる機会があった方が、親自身が成長できる、学べる機会になると思うが、その辺のところは分離が前提・先行してくるイメージがあり、一時預かりと混ざってしまうところもあると思う。この間、改めてこども家庭庁の方でも、親子共にそこで学ぶという形でこども誰でも通園制度をもう1回見直してみようというような動きもあると聞いている。そのような意味では、川崎もより柔軟になってくれると、保護者は子育てに対して、もっと分かる、安心できる、よって子どもはより健全に豊かに育つような環境になると思うので、いろいろと幅広くこども誰でも通園制度のことを見てもらえたらいいという要望をしたいと思う。

議事(2)保育所から認定こども園への移行について

○資料2をもとに事務局から説明。

<質疑等>

【奥村委員】

今までも保育園の方では、認定こども園への移行はできないかという伺いをしてきた中で、今回、来年度に向けて少し動きがあったというところは、非常に喜ばしいことだと思う。

また、年5か所というのは非常に少ないと思うところでもあるが、今回のように調整もしていただきながら、少しでもより良い環境を子どもたちにという形で、また、保護者のニーズに応えられるような施設運営ができればと考えているため、ぜひ川崎市に協力しながら進めたいと思う。

【石渡委員】

保育所から認定こども園への移行について、子ども・子育て会議の中で最初に話が出たのが昨年の12月であったかと記憶しており、その中では、令和7年度の会議の中で諮り、どのようにしていくのかの方針を検討する流れであったと思う。

今回の説明であった令和8年度からの移行については、決定事項か。

【事務局】

現在、検討していく中で仮想として立てているスケジュール感としてお示ししたものであり、確定しているというような話のものではない。

【石渡委員】

子ども・子育て会議の中で諮られて、それでどうなるのかというように話を聞いていた ため、既に決まっているのであれば、この会議は何だったのかと思うところであったの で、そうではないとのことで良かった。

保育所から認定こども園へ移行するということは、学校の能力、学校機能、幼稚園としての機能を持つということになると思う。

川崎市で公立の幼稚園がなくなってからしばらくたったが、その間に新たな幼稚園の認可というものはなかったかと思っている。新たな学校の認可に当たっては、例えば、幼稚園に準拠しているような設置基準や教育内容であったり、体制であったりとか、そのあたりのところは慎重に諮らなければいけないところだと認識している。

現在、神奈川県では、学校を新しくつくるときには審議会があり、その中で資料であったり、実際に現地に行ったりし認可をするかしないか、ということが諮られる。川崎市では、そのための機関が現在はないのかと思っている。機関がないのであれば、川崎市が「ここは教育機関」というようにお墨つきをつけるため、対象の施設がしっかりと学校教育ができるところだということが客観的に確認できるよう、しっかりとそこのところは押さえなくてはいけないのではないのかと考えている。

審議会の中で、教育内容はもちろん、それぞれの学校が過当競争に陥り、教育の質が低下しないように、しっかりと教育の質を高く保つために、いくつもの要素・項目から見ている。施設内容はもちろん、借入計画や運営の計画、地域性、園庭の有無など学校としての設置基準を満たしているかを見ている。経過措置はあるにしても、例えば園庭が今はないが、隣地のところで既に、もしくは接しているところで購入の計画が立っているということがない状態であるならば、認定こども園に移行後、園庭は移行期間中に見つける予定であったが、見つからなかったといった場合にどうしていくのかなど、そのようなところを押さえていかなくてはいけないと思う。幼稚園は、それら条件をクリアしなかったら幼稚園にはなれないため、そのような意味では、とても大事な要素であると思う。

もう一つ、近隣園との距離というのは、県の審議会では、とても重要なところであり、 以前、川崎市でも公立園のあるところは2キロ以上離すなどの基準があったと、当時のこ とに詳しい方からも伺った。学校機関が方々にできてしまうことは乱立というか、それは それでどうかと思うところがあるため、ある程度の質を保つためには大事だと思う。

いろいろと思うところはあるが、根本的なところで説明にもあったが、今まで待機児童の解消という目的があり、制限があったということである。子ども・子育て支援新制度ができて10年ほどになり、策定された当時からはかなり情勢は変わったと思っている。その中で川崎市は、地域情勢に合わせて、保育認定のお子さんをなるべく受け入れることができるようにということで、保育所からの移行に対してはストップをかけていたと先ほど説明があった。

では、現在どのような状況かと考えると、川崎市内において、例えば1号認定枠を増や す必要性は今現在あるのか。こちらについては、どなたに聞けばよいか。

【事務局】

1号認定の数の部分については、確かに保育園の方の利用申請者数もこれから少しずつ減少していくという状況で、そもそも就学前の児童数自体が大きく下がり続けている状況であるため、1号認定自体も利用する子ども自体は少なくなってきている。

一方で、認定こども園としてのもともとの設立の趣旨は、今までの待機児童、あるいは、幼児教育の1号としての取扱いだけではなく、例えば、川崎の方は共働き世帯が多いため、そのようなところからも多様なニーズがあり、より良い教育を受けたい、ただし、就労しているので、なかなかそのような機会に恵まれないという状況もあり、長く幼稚園の方に通いたいという方のためにも、認定こども園、1号というものを設けた。例えば、2号認定を受けている御家庭のお子さんが、就労要件がなくなった場合、1号として引き続き園のほうに在園することができるというところで、認定こども園自体が1号認定を持つことに対しての重要性がある。また、就労形態が非常に多様化してきているため、柔軟に対応していくというところが認定こども園の趣旨でもある。

全体としては1号認定の人数は現在下がってきているような状況にあると思われるが、 一方で、認定こども園の1号認定として設定をする趣旨というものは、別の違った性質の ものとしての取扱いになってきている。その辺のところについて、川崎市の状況を鑑みな がら、認定こども園化を進めていくということをやっているところである。

【石渡委員】

保育所の方は、保育指針にあるように施設として教育ができないわけではない。そうであれば、その中で幼児教育を実践していけばいいと思う。移行しなかったら幼児教育が実践できないということは100%ない。逆に今まで幼児教育が実践できなかった保育所施設があったとして、施設類型が変わったからできるのかというと、そのようなことでもないと思っている。

あとは、1号の子どもたちが急激に減っていくことが川崎市からの資料でも示されているところで、保育所が移行することによって、市内のバランスはどのようになるのだろうということはすごく気になる。

川崎市が今持っている課題として、1号枠を増やしたいという目的というのは特にないというように思っている。今まで保育認定が必要なお子さんが待機児童となって、それをとにかく解消しなければいけなかったが、現状、1号のお子さんが待機児童としてどこにも入れないということはない。一方、保育所にいる2号のお子さんで、就労要件が外れて1号になってもこの施設を使い続けたいというお子さんが、昨年度どのぐらいあったのか。それに対して、川崎市が今回の移行。そしてこれからどのぐらいの予算・費用を計上して、新制度への移行を支えていくのか。そのあたりについて、おそらく試算をしていると思うが、どのような状況か疑問である。

【奥村委員】

10年前から認定こども園というものが全国的に増えてきている中で、はたから見ていると、川崎は子どもの権利や保護者の権利に対して遅れているというのが、ここ数年、目に見えていると思っている。子どもや保護者に対するニーズに応えていないのではないかと

いうような行政の振る舞いに見えるところもあるため、私としても認定こども園というのは、保護者ニーズ、子どもニーズで考えたときには認めていっていただきたい部分である。

長年、教育要領と保育指針は共に同じような形で相まって、今、継続した形でやっているため、保育園は、当然、保育指針にのっとってやっていれば、教育要領にものっとった形のものを継続して教育しているというところがある。突然に保育園が認定こども園に変わって教育ができるのかという御心配に関しては、ここ数年も教育的なことは、非常にいろいろなことを踏まえて、しっかりとやってきている中で、当然、主体的な保育とか、いろいろと勉強させていただいているところである。

自分たちが規制緩和という中で、保育園から認定こども園になった中で、その施設でトラブルがあった、問題があったというような話は私たちも耳にしていないので、ぜひ川崎の保護者の方やお子さんたちにとっての環境という形でお考えいただけた方がいいと思う。

【亀ヶ谷委員】

私は、7年前に幼稚園から幼保連携型のこども園に移行して、現在それを運営している立場から話をさせていただければと思う。

先ほど説明があったように、市内でも幼稚園型の認定こども園に変わるのが 5 園あるが、まさにうちの園も、今まで 2 園、幼稚園型と幼保連携型があったのが、1 号認定の減少、そして、2・3 号認定のニーズの高まりということで、来年度に向けて統廃合を市と相談させていただきながら進めているという現状である。

このような場で個別具体的な、1つの園の情報というのはふさわしくないかもしれないが、9月から園の説明会を始めるところで、ちょうどフォームを使いながら、申込みを受けているところである。現状で、うちの園で160名申込みがあり、そのうち3号認定を聞きたいというものが約80名、1号認定の部分を聞きたいというものが63名、2号認定が50名。1号、2号は複数選択可にしているので、純粋に読み取ってはいないが、純粋な1号だと13名程度しか園としての説明会を聞きたいという方がいないため、社会情勢的な現状なのかと、ひしひしと感じている。

その中で、保育園から幼保連携型の認定こども園に変わっていくというところで、いくつか質問がある。

幼児教育の無償化と言葉ではなっているが、1号認定の方は9時から14時の教育時間が無償化で、それ以降の預かり保育は、新2号とかを取れば、補助は450円、月11,300円まであるとのことであるが、やはりどの園もそれ以上の預かり保育料を設定しており、うちの園の場合、夏休みは1日2,000円ぐらいいただいているため、補助があったとしても結構大きな負担となる。一方で、2号認定は、毎日利用しても、朝から夕方まで、基本的な保育時間内であれば同額というところでの保育料の差がかなり大きいため、保護者の立場に立てば、2号認定になりたいというのが当然のところかと思う。

私も全国の保育園の運営の方とかと話をする中で、保育園から幼保連携型に移られたところで、1号認定を5名とか入れている園は、保育園の生活の中で、14時に帰るというのは、あまり文脈としてないので、1号認定も16時ぐらいまで保育をしている。その部分の

保育料は、預かり保育としてではなくて、基本保育料としてやっているということで、そこでもかなり金銭的な負担の差あり、もともと保育園由来の幼保に入った1号認定の方は、やはり金銭的にこっちの方がいいということがかなり予想されるというところで、保育料のサービス合戦みたいになってしまうのではないかという懸念が1つある。

そのため、保育料の部分は基本的に無償化の流れになると思うが、そうしたら、幼稚園の方の1号認定、預かり保育の部分の補助を、もう少し保護者負担を少なくするとかという流れになるといいのではないかというのが1つ意見としてある。

もう一つは、保育園からの幼保連携になって、1号認定の枠ができるということは、幼稚園側とすると、1号認定の入園が少なくなるというのは当然だと思う。逆に言うと、幼稚園型から幼保連携型の認定こども園というのは、その園が判断して手を挙げれば、今、市内は条件を満たせばすぐになれるのか。聞くところによると、そのようなニーズがないから、希望してもなれないというような地域があったりすることも聞くので、そこのところはどのようになっているか伺いたい。

【事務局】

初めに、幼稚園の一時預かりのことについては、委員のお話が出るまでもなく、長年、こちらにも、なぜここまでの補助しかないのかというような話はたくさん出ている。

現状の結論的には、今何か新たに市の単独で補助をするというような予定等はないが、 そこの部分の格差は認識をしている。それはいつまでにできるかとかではないが、引き続き、より良い、使いやすい預かりの方向なども考えていかなくてはいけないと思う。今回、認定こども園化をしていくというような大きな動きをすると同時に、そのような面も 検討していかないといけないと考えている。

もう一つの話については、何か制限をかけているということは今のところなく、もちろんそのような話があったときには、園の方に職員が伺い、園から移行したいという中身の計画の部分をヒアリングし、進められるかどうかという判断をする。しかし、それについて、ここの地域は需要が過度であるためやってはいけないとか、つくる予定はないなど、何か制限をかけているということは、今のところない。

【亀ヶ谷委員】

需要の部分でいくと、最初の報告であった1号のニーズがほとんどないというか、どの幼稚園も減の報告だったと思うので、そのような意味では、石渡委員が言うように、1号認定の枠が広がるということでも、幼稚園と保育園の園児獲得の、言葉は悪くなるが、奪い合いみたいなことになってしまうのかと思う。一方で、幼稚園が認定こども園になるという選択肢が開かれているということはすごく大切なことだと思う。地域の情勢を考え、そのように感じたところである。

先ほど説明があった既存施設の有効活用というものがすごく大事になってくるかと思っており、保育園が認定こども園になったり、幼稚園が認定こども園になったりするときに、給食の問題や午睡の問題など、特に幼稚園が認定こども園になるというのは、今までない問題のため、そのようなところでの整備の補助金等を、昨年度は老朽化に対してはあったと思うが、同様に補助いただけると良いと思う。

【鹿島委員】

資料にも書いてあるとおり、川崎市の方では、待機児童対策を最優先ということで、何が何でも待機児童をゼロにしようということで、ずっと動いていたかと思う。私は66年経つ保育所をやっているが、長年保育園をやってきた立場から言うと、電車の高架下に建っていたりとか、マンションの一室でやっていたりとか、園庭がなくても大丈夫だというところを認めてから、物すごく疑問を持つような保育所がかなりあると感じている。認可だから、とてもいい保育をしているという状態ではない。それは川崎市の方でも分かっていることではないかと思っている。

認定こども園を増やしていくという政策は良いと思っている。子どもの面から見ても、保護者のニーズから見ても、とても良いことだとは思っている。しかし、教育・保育として、良い環境にないような認可保育所を、言葉を選ばないで言えば、整理して、認定こども園化とともに川崎市の保育・教育の質を上げていくということができないだろうか。あまりにも待機児童対策で、それをゼロにするためにということで、ただつくるというようにしか見えてこなかったが、そこを子どもたちのために、保護者のためにもう少し整理していけないものだろうか。認定こども園化を進める中で、認可保育園の在り方というのも同時に考えていただければいいと思う。

確認であるが、「幼保連携型認定こども園の割合が全体の約7割を占める」とあるが、 その中で1号認定というのはどれぐらいの割合なのか。実態は2号、3号の方が多いなど はあるか。

【事務局】

その辺のところについては、持ち合わせている資料がない。

全体的な傾向としては、2号を持つお子さんの方が多くなる傾向にはあるが、幼保連携型のため、何かしら1号の設定をしている園も数多くある。そういった園では、少なからず1号認定もあると思うが、どちらかというと傾向としては、2号の方が多くなるような傾向があると思う。

先ほど御意見で認可保育所の在り方も併せて考えていく。それこそ今後、認定こども園化をしていく上で、どのような保育所が参入されてくるかというところもあり、実際、園庭だとか、今後、認定こども園化をしていくだけの体制などの力があるようなところかどうかという観点でも、厳しい目で市の方は見ていく必要があると思っている。いろいろなものが検討中ではあるが、今後の募集のかけ方や、今、幼稚園の方でも、認定こども園化をする場合には、先ほど発言したとおり、直接出向いて、職員の方でいろいろと確認をするというようなことを行っているため、その取扱いは踏襲していく形で、しっかりとした保育所を認定こども園として選んでいきたいと考えているところである。

【柳井委員】

拡大の時期が終わり、これから質の向上を考えていく時期に入っている。逆に言えば、今すごく転換点であり、ここでしっかり考えていくことが、これからの川崎の子どもたちが受ける教育・保育の内容をつくっていくという意識で聞いていた。

一番思うことは、どの種別に通ったから発達が促進されたということではなく、どの種別に通っていても質の高い教育・保育を受けられるということが大前提として大事だと思う。幼稚園教育要領でも保育所保育指針でも、やはり根幹の部分で保育内容というのは同じものであって、川崎市は地域によってはすごく教育ニーズが高い。教育的なことをすごく好む家族とか、そのような層が多く住んでいる地域もあり、今日の資料にあるような幼児教育を求める保護者ニーズに応える形で認定こども園化していくという話ですけれども、一方で、保育園がやってきた保育は教育的ではなかったのかということを、今こそしっかり考える必要があると思っている。

親のニーズは、どうしても教育的で小学校以上における学力につながるような力を身につけることを期待しており、幼児期の教育にも成果が見えやすいため、何々ができるようになったとか、水泳にしても英会話にしても目に見えやすいが、日本の保育の分野の子どもの育ちで大切にしている、子どもの主体性を育むとか、子どもの意欲を育むとか、そのようなことは親にとっては見えにくい。子どもの育ちとして、保育園に行って、どろんこ遊びをして、力いっぱい遊んだ。でも、子どもの中にはしっかり何かが育っている。それは主体性であったり、わくわくしたこと、徹底的に遊び込む力であったり、集中力であったり、そういったことは親からはすごく見えにくい。

親のニーズに引っ張られるあまり、これから恐らくいろいろな種別が共存する中で、子どもの数が少なくなっていったときに施設同士で競争が生まれた場合、親のニーズでは見えにくいが、確かに子どもの主体性を育む良い保育をしているような保育園は、そのような目を持っている人でないと親からは評価されにくいため、競争になったときに、良い保育をやっていると私たちが思うような保育園が親から人気のない園になってしまうことがないように、そもそもの親の意識を高める。親がこれからいろいろな選択をしていくことができるような時代になっていくので、子ども期に何を育てることが大事なのかを親に対して啓発していかなくてはいけない感じもする。

親の教育ニーズは川崎市の地域によってすごく格差があると思うが、親のニーズはかなり限定的ではないかと危惧している。

【関口委員】

お子さんはこれから間違いなく減る一方で、お母さんは働くといっても、在宅で働く お母さんも相当数おり、保育所のニーズがこれからどうなるかは非常に流動的だと思うの で、既存の施設を活用して対応していくという話は非常に納得したし、保育所の質の底上 げもしなくてはいけないということも、非常にもっともな話だと思った。

【野崎委員】

私は市民の公募委員なので、この分野のスペシャリストではないため、この発言自体 におかしなところがあったら申し訳ない。

私は3人娘がおり、一番下の子はまだ1歳であるが、次女と長女はまさに幼稚園に1号の枠で預かっていただいていた経験がある。今日の議論の中で、1号はこれからすごくマイノリティーになっていて、社会的にも2号の方が増えているというような話があった。1号の子どもがマイノリティーになっていき、利用できる環境などが少なくなっていくよ

うなところに、今後どのような流れになるか疑問に思った。

認定こども園の考え方自体が1号や2号とかでラベルをつけるというよりも、働いているからこう、働いていないからこうですというような区別がなくなり、利用ができると良い環境なのかと思っている。そのような意味で認定こども園というのは推進していっていただきたいと思った。

定員の総数を需給のバランスを見ながら設計していくという考え方は分かるが、これは子ども自体が減っていくかもしれないし、ニーズが減っていくかもしれない。認定こども園の中で1号と2号の定員を分けて設定しなくてはいけない理由が私の中で分からない。認定こども園の中で、1号はこれだけで、2号はこれだけでという、認定こども園の中で、1号、2号を合わせて、定員はこれだけというようにして、1号と2号を分ける背景が分からなかったので、そのあたりを質問させていただき、学ばせていただきたいと思う。可能であれば回答をお願いしたい。

【事務局】

1号、2号、3号は、先ほどの利用定員でも出てきたが、これ自体は子ども・子育て支援新制度での幼児教育・保育の無償化を実施していく上での区分として、国の方で設定したものである。1号は保育の必要性のない3歳から5歳、2号は保育の必要性がある3歳から5歳、3号には保育の必要性がある0歳から2歳というように分けている。

特に認定こども園については、繰り返しになるが、もともと1号というところを設定していくところが、教育を受けるというようなこともあるが、認定こども園のそもそもの趣旨として、就労家庭に柔軟に配慮していくというところが観点としてあり、そのようなところで1号というものをいろいろと活用し、設定をするというところが認定こども園の趣旨になっている。

しかし、幼稚園教育要領、保育所保育指針でも、いわゆる3歳以上の幼児教育については、幼稚園教育要領と整合性を図って規定をしていくような形になっており、今後、本市の方で進めたい幼保連携型認定こども園は、別途、教育・保育の要領というものがある。このようなところについても、少しずつ幼児教育というものがそれぞれの要領の中に織り込まれてきているというところで、実質的には、1号とか2号、教育をするだけの子ども、保育を受けるだけの子どもというような概念というのは、今後は変わってくるのではないかと考えている。

現在、1号と2号の分けというのは、無償化としての国の方での明確な分けというところでの認識でよろしいかと思う。

【佐藤部会長】

とであると思う。

冒頭に事務局から話があったように、この場で決めるわけではなく、いろいろな意見を伺った中で、これを含めて計画推進部会の方で改めて検討していくということである。 また、そこで決めるわけではなく、検討を重ねる中で皆さんの意見を伺ったというこ

いろいろな意見が出たが、私としては3つほどあるかと思う。

1つは、量と質をどうしていくのかというところで、流動的に既存の施設が潰れていけ

ばいいのかということもあるため、それをどのようにしていくのかということも議論の一つなのかと思う。

話が変換するかもしれないが、イギリスはオフステッドという第三者評価機関を持っており、かつて保育園ができ過ぎたときには、それを潰すために、いろいろなことで第三者機関というものが機能していたが、それでは今後、持続可能な社会はつくれないということで、今度はいかにアフターフォローを設けて、ただ潰していくのではなくて、どういうことで活かしていくのかというように転換してきているので、そのような流れの中で、今、既存の施設が簡単に自己責任であると潰れていくわけではなく、子どもたちにどのような形で残していくのかということも含めて考えていく施策の一つなのかというように思う。

2つ目としては、質ということで先ほどにも意見があったが、これをどのように認めていくのかというところは考えていかなくてはいけないと思う。

ただし、ここでの議論の中で、石渡委員が学校法人だから、学校教育という言葉を使われたと思うが、学校教育ではなく幼児教育なので、学校教育というと何かをさせなくてはいけないというような親の変なイメージを抱かせると思うが、奥村委員から発言があったように、平成30年の改定のときには幼保連携もそうであり、幼稚園教育要領も保育所保育指針も就学前に同じ質でやるということで、保育所保育指針の中にも幼児教育というものが入った。これは幼児教育をやりなさいということではなく、その先にある資質能力というものをどうしていくのかということを乳幼児から考えていくということで、決して勉強させるということが、ここでいう幼児教育ではないため、そのような意味でのことをいかに考えていくかということは、2つ目としてあるかと思う。

3つ目として、先ほど亀ヶ谷委員から発言があったように、保育所が認定こども園に移行したときに、例えば1号から2号までいるとかというような状況が生まれてくるときに、細かいことであるが金銭的なことも親の負担ということから考えると、そのようなことも考えていかないと、ただ制度として移行させましたということではないかと思う。そのような細かいことも考えていきながら、このことについての議論を深めていかないと、良い形で既存の施設や保護者、子どもにとって、その施設がどのように機能していくのかということも含めて考えるというのが皆さんの意見だったと思う。

これを上げながら、計画推進部会の方で検討していきたいと思う。

【事務局】

1点補足ですが、先ほど委員から、認定こども園に通われる1号、2号、3号のお子さんの割合についての質問で、国の統計資料ではあるが、1号が約2割、2号は約5割、3号は約3割といった状況である。

【事務局】

子ども・若者の未来応援プランは、委員の皆様の意見を頂戴し、来年度から4年間の 新たな計画について検討しているところであり、そちらの内容をどのようにまとめていく かということについて、引き続き検討を進めていきたいと思う。

また、今後の予定については、計画推進部会は10月に1回行い、その後、全体会という

形で11月に開催を予定している。その中で、次期プランの素案をお示しできるというように考えている。また、教育・保育推進部会については、3月に部会としての実施を予定しているため、日程調整の連絡等を改めてさせていただきたい。

【奥村委員】

今後の川崎市のプランの中で、子どもに対してということだが、現在、川崎市の保育園とか認定こども園が戦々恐々としているところでは、宿舎借り上げ制度が川崎市だけがなくなるというところで、当然、神奈川県、横浜、相模原、東京の方も継続したものをやっていくという形であるが、川崎市だけがなくなってしまうと、学生からは、川崎市だけが宿舎借り上げがなければ、就職の対象とはしないというようなことが言われ始めている。

あと、4年間の中で1回なくなってしまってから再復活というのでは、とてもではないが学生を集めることはできない。そうすると、今後、教員が足りない、教育者が足りない、保育士が足りないということが、川崎市だけがここでドーナツ的に人がいなくなってしまうというような状況を生み出しかねない。プランニングをしていく中では、人手不足というのは深刻な問題であると思っている。その辺も含めて考えていただき、人材確保は非常に私たちとしても、全国的にみても困っているところであり、あとは養成校の方も定員削減もしくは縮小という形で、地方によっては廃校等も考えているというようなところも多々ニュースで出ている。

そのようなところも踏まえて、今後のことをプランニングするときに、どうしても人材というのは私たちにとっては非常にネックなところであるため、ぜひその辺のことも考えていただき、今後の計画にしていただきたい。

【事務局】

委員御指摘の点については、本市も非常に大きな課題だと捉えているところであり、 子ども・子育て会議の方でも、このような意見をいただいたということを踏まえて、今後 の検討、調整を進めていければと考えている。

【石渡委員】

今の話に付随して、この夏から次年度の職員採用の動きはどこもあると思うが、宿舎借り上げ等に関しては、どのぐらいに方針が示されるようになるのか。

【事務局】

宿舎借り上げ支援事業の補助金については、国の制度そのものは、これまで10年だったものが、9年、8年、7年とかで期間は短くなっており、現行は5年となっている。補助対象金額についても、82,000円が75,000円になったというところで、そのような形で縮小してはいるが、廃止になるということは特段聞いていない。

川崎市としても、基本、国の補助事業に準じた形で引き続き行っていくつもりであり、 奥村委員や石渡委員から御心配の声があったが、来年度も国の制度がある限りはそのまま 継続していく予定のため、川崎市だけなくなるというものではない。

【奥村委員】

国の方がこれから縮小していく中で、国の方が継続できないというようになったときに、東京都や神奈川県は継続して、このまま補助をしていくので、職員採用を継続して行っていくときに宿舎借り上げはあるというように、しっかりと書類に記載してほしいと言われている。このままでいくと川崎だけが継続したものがないのかという形になってしまうと、学生たちの間では、川崎はなくなるという話になってくる。もし、川崎市の考えがあって、これは国と一緒に自分たちも継続して実施していくという思いがあるのであれば、その辺は発表していただかないと、自分たちも学生たちに騙されたと言われても困る。その辺のことも他自治体等は継続すると表明していると思う。神奈川県は胸を張って表明している。自治体や金額によって多少変わってくるかもしれないが、川崎市も継続していくという意向を表明していただきたい。

【佐藤部会長】

ぜひ検討いただければと思う。私は養成校という立場であるが、奨学金を借りている 学生さんも非常に多い。奨学金というのは、名前はかっこいいが結局は借金である。それ を就職して返していかなくてはいけないとなったときに、いろいろな補助があると、そこ に就職していくというインセンティブになっていくので、それがまるっきりなくなってし まうと、今の学生さんは、資格免許を取ったとしても、いろいろなところに流動していく 可能性は高いということを感じている。養成校の立場としても、ぜひそのようなことをお 考えいただければと思う。

【石渡委員】

就労の契約になる前には分かっていないと、採用のときは本当に騙されたという話になってしまうため、とても大事である。できれば2年前とか3年前とかには何月にどのようになるなど、そのような内示をいただかないといけないと思う。

【佐藤部会長】

市としての全体のお財布もあると思うが、このような要望も取り入れていただければ ということでお願いしたい。

3 閉会

○事務局あいさつ

以上